

令和4年7月15日

保護者様

吉岡町立吉岡中学校  
校長 坂本 浩之

学校学生生徒旅客運賃割引証(通称「学割証」)の発行について

平素は本校の教育活動に対して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
さて標記の件について、下記による条件や利用目的の場合に、学校で発行する学校学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」)をJR窓口に出すことにより、JRの割引普通乗車券が購入できます。  
つきましては、学割証発行を希望される場合は、下記事項をご理解のうえ、お申し出ください。

記

○「学割」とは

JRの片道利用距離が100kmを超える旅行をする場合に、JR乗車券が2割引になります。

100km 超える範囲・・・高崎－上野 101.4km 高崎－長野 117.4km 高崎－長岡 165.6km  
100km 超えない範囲・・・高崎－赤羽 91.8km 高崎－上田 84.2km 高崎－越後湯沢 94.2km

詳しい範囲は、JRみどりの窓口にて確認してください。

○「学割証」を利用・使用できる目的の範囲

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病等の治療
- (7) 保護者の旅行への随行

○「学割証」の発行について

・担当の学校事務職員が出張等で不在の場合もあるので、**使用する1週間前までには申し出て**、発行願を受け取ってください。また、吉岡中ホームページ「事務関係」に掲載しますので発行願をダウンロード、印刷してご利用ください。

この申請書に必要事項を記入し提出いただくことにより学割証を発行します。

※乗車券購入時に必要となりますので、乗車券購入後の学割証は発行できません。

問い合わせ・申し出先

吉岡町立吉岡中学校

事務：小金井・中林

TEL：027-372-1525